## 条例の点検・見直しシート

			<i>11</i> -	+ + 「	<del></del>		W = 10.4	<b>4</b> 0 <b>1</b> 0 <b>0</b>
AT ITIL	I S EE S	本人確認情報の保護に関する審議会に関する		成年月				年6月25日
条例の題名		条例		布	日		年3月26日	
条例	削番号	平成14年三重県条例第2号		近改正			平成17	年3月28日
所管部局課		地域連携部市町行財政課 電 :		話番			059	-224-2171
条例の概要		住民基本台帳法第30条の9第3項の規定に基づき、住情報の保護に関する審議会の組織及び運営に関し、 る。		住民票は、必要な	ミ票の記載等に係る本 外要な事項を定めるもの		条例の 類型	委任型
視点		項目		□	答	検 討	内 容	Ş.
		目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも している。	妥当	<sup>á</sup> はい		住民基本台帳法第30系 づき、条例で定めること 30条の9第1項で設置が	が必要であ が義務付けら	る(同法第られている)
必	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認 められる。			ぱい		本人確認情報の保護は が求められ、住民基本 により公的関与は必要	台帳法第30	
要性	条例に碁	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。				平成23年度 1回開催		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。			該当	なし			
		条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で 規定する余地はない。)。				住民基本台帳法第30系以 条例で定めることが		
	根拠法令	令がある場合、その法令に抵触していない。		はい		住民基本台帳法第30名	<b>その</b> 9第3項	
適法	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれ はない(近年の判例動向に適合している。)。			はい				
性	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。			<sup>1</sup> はい		本人確認情報の保護に については、条例に規 ている。	こ関する書籍 定する運営	統会の運営 により開催し
	条例の目	目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	,	はい				
	条例の目	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。				40502 市町行財政運	営の支援	
効		条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けた ことはない。						
性	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が 認められる。			゛はい		住民基本台帳法第30名 づき、必要な事項を条 り、一部であっても規定 行政運営に支障が生じ	例で定めてい を廃止した	ハるものであ
		目的の実現のために、条例が定める手段は必要であ <sup>、</sup> 上すべき規定はない。	っ	はい				
効 率		条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であっ て、追加すべき規定はない。						
性		関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段 との重複はない。		ぱい		三重県個人情報保護 より審議会の効率的な る		
	条例の勃 る。	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正であ る。		5 はい				
+	条例の執	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。						
性	条例の幇 い。	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていな い。						
そ	条例の内 の連携に	内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主作 こ配慮している。	体と	· 該当	なし			
の 他	市町等力	から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい				

点		理	由	特	記	事	項	日本」に	有効期限
検・見直し結果	改正・廃止の必要はない。		なも満たしており、改正					兄旦しに	に関する 規定の有 無
							無	無	